平成２８年１２月１４日
平成３０年　４月１１日
令和　３年　６月　９日
医学・医科学専攻会議決定

医学系学府（保健学専攻を除く）における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

１．相談体制

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室（以下、「IN 室」という。）に相談・面談のうえ、「授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書（様式１）」および「合理的配慮を要望する授業・試験科目一覧（別紙）」を作成し、学生支援課に提出する。

２．医学系学府における合理的配慮の協議

学生支援課から様式１および別紙を受理した大学院係は、医学系学府長に報告し、医学系学府長の指示により、医学系学府大学院委員会または医学部学生生活・修学相談員に配慮内容の検討を依頼する。医学系学府長は、医学系学府大学院委員会または医学部学生生活・修学相談員の検討結果の報告を踏まえて配慮内容を決定する。

３．配慮内容の通知

医学系学府長は「合理的配慮依頼文（様式２）」を作成する。この様式２を、大学院係より担当教員へ送付するとともに、様式２の写しを学生支援課および IN 室に送付する。また、医学系学府長は「合理的配慮受付通知文（様式３）」を作成し、大学院係より学生へ送付する。

４．建設的対話

合理的配慮の実施方法等について詳細を検討する建設的対話は、様式２等の書面により行う。

担当教員は、各担当係から送付された様式２をもとに、要望された配慮の実施可否等について検討し、検討結果の回答を記入して各担当係へ送付する。その際、「要検討」および「実施不可能」とした場合は、その理由を記入する。各担当係は、教員の検討結果が記入された様式２を学生、および学生支援課・IN 室へ随時送付する。

学生は、検討結果が記入された様式２をもとに、要望した配慮が「要検討」または「実施不可能」となった科目についてその理由を確認し、それでもなお建設的対話を必要とする場合は、直に行う建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法等を踏まえた協議）を行い、相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施する。直に行う建設的対話については、様式１において学生が部局による調整を希望している場合は、学生が申請先部局の担当係に申し出ることとし、担当係は実施方法や日程等の調整を行い、同席し、対話の内容を記録する。

５．配慮の実施

担当教員は、必要に応じて、学生の指導教員と連携して対応する。

担当教員は、配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、大学院係、医学系学府大学院委員会、医学系学府長と協議する。

６．医学系学府のみでの対応が困難な事案の報告相談

医学系学府長は、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）に相談する。総括監督責任者は、障害者支援推進専門委員会に附議して対応について検討した後、決定した配慮内容等を医学系学府長に通知する。

７．不服申立

学生は、医学系学府長が決定した配慮内容等に不服がある場合は、総括監督責任者（障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口）あてに申し立てることができる。

８．その他

学生は、合理的配慮要望書を提出したにも関わらず、配慮の決定及び実施に遅延が生じている場合、又は、その他要望に対し相談事項が生じた場合は、学生支援課に相談することができる。

※ IN 室は、適宜、相談に応じるものとする。
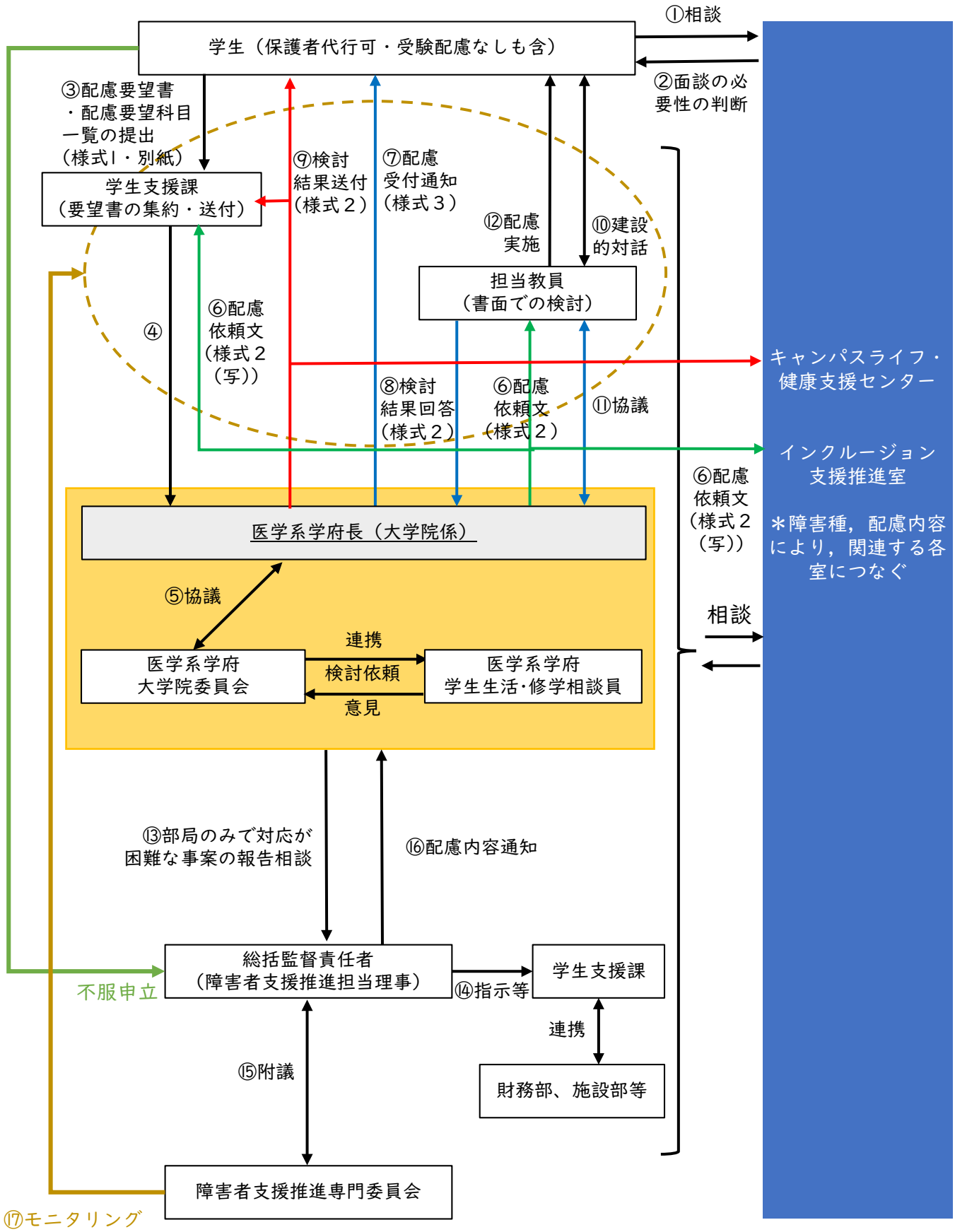
＜医学系学府（保健学専攻を除く）における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ＞